

## 社会福祉法人東山会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東山会（以下「当法人」という）定款8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員に対する報酬は、支給しないものとする。

### (評議員報酬)

第3条 当法人の評議員に対する報酬は、支給しないものとする。

### (評議員選任・解任委員会委員報酬)

第4条 当法人の評議員選任・解任委員会委員に対する報酬は、支給しないものとする。

### (改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。